

# 一宮市の情報提供

市からの情報提供を  
受け手である市民の  
立場で考える

平成25年8月24日(土)

まちづくりワークショップ

～こうしたらどう? 「市からのお知らせ」～

一宮市企画部企画政策課

# 自治基本条例における「情報」

- まちづくりの基本的なルールである自治基本条例には、「情報」に関し、次のような規定があります。

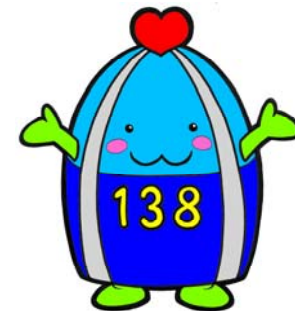
- ・第4条(まちづくりの基本原則)
- ・第5条(市民の権利)
- ・第7条(情報共有)
- ・第22条(財政運営)
- ・第24条(この条例の遵守等)

※別添1「職員用手引書」P.6をご覧ください。



# 情報提供手法の分類

- 一宮市では、情報提供の手法を次のように分類しています。
  - a. ほぼ全戸に提供
  - b. ネット接続環境やCATV視聴環境がある世帯等に提供
  - c. 公共施設等利用者に提供
  - d. 説明会等参加者に提供
  - e. 不特定多数の市民に提供
  - f. 市民の求めに応じて提供
  - g. 提供方法が特に創意工夫されているもの

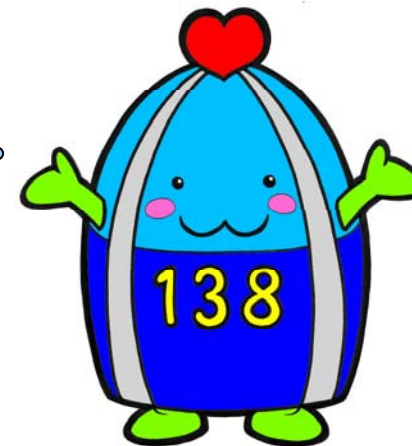


※別添2「自治基本条例運用状況等調べ」P.3,4をご覧ください。

## a. ほぼ全戸に提供

- 広報紙の発行事業
- 報道機関の活用事業
- コミュニティFMの放送事業
- 全戸配付(回覧)チラシ

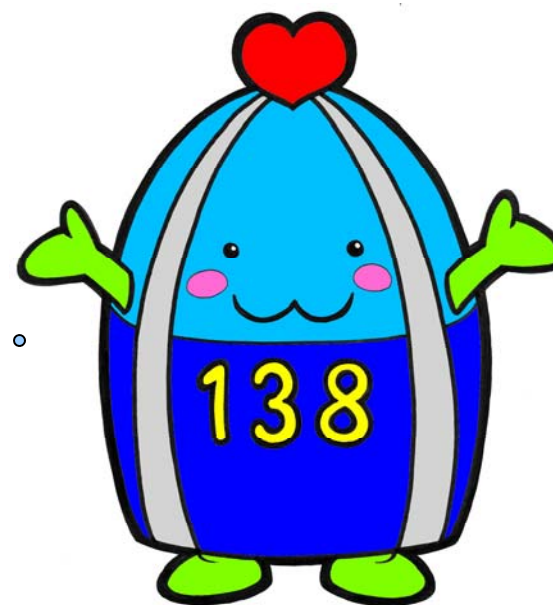
全戸って  
すごい!



## b. ネット接続環境やCATV視聴環境がある世帯等に提供

- ホームページ等運営事業
- ケーブルテレビの放映事業
- 地域ポータルサイトの運営

インターネットに  
ケーブルテレビ!



## C. 公共施設等利用者に提供

- 市資料コーナー
- 広報用ディスプレイ
- 懸垂幕・横断幕等掲出（一宮・尾西・木曾川庁舎、一宮市民会館）
- 電子ディスプレイ
- パンフレット立て等（各施設の玄関・窓口等）

施設を訪れた方  
に！



## d.説明会等参加者に提供

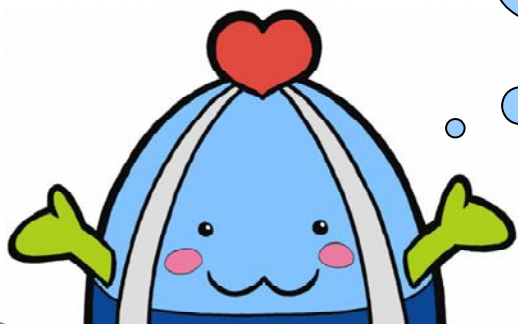
- まちづくりワークショップ
- 町会長会議



ご参加いただき、ありがとうございます！

## e.不特定多数の市民に提供

- 民間施設等を利用(町内会掲示板、歩道橋に横断幕、交差点に幟旗等)
- 街頭啓発
- i-ビル内ディスプレイ



あの人にも、この人にも！  
道行く人にも、駅を利用する  
人にも！



## f.市民の求めに応じて提供

- 情報公開事務
- 出前講座



あ~らよ、  
出前一  
聴!

## g.提供方法が特に創意工夫されているもの

- 見守りシスターズによる防犯・交通安全啓発
- 138エコエコ音頭



# 「市からのお知らせ」をどのように感じていますか？

## ● 手に取りやすい？

例えば

- ・あんな場所では目立たないよ。提供しようという気が本当にあるの？
- ・パッと見でウンザリ。小さな字ばかりで、読む気がしないな。

## ● 提供手法は多様？

例えば

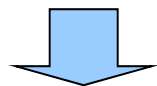
- ・市広報を失くしちゃった。どこか他に書いてある？
- ・忙しくて取りに行けないんだけど。

あれあれ・・・

## ● 分かりやすい？

例えば

- ・読み手を試してるの？ 読み解くには、相当な努力が必要だよ！
- ・イラストや表があると分かりやすいのにな。



## ● それでは、どうすればよい？



ということで、本日のテーマです

# ● こうすればどう？ 「市からのお知らせ」

- ・「情報紙〇〇はこうしたほうがイイ」という個別の提案でも結構です。
- ・「そもそも情報提供とは」のような大きなお話でも結構です。
- ・「市からのお知らせ」に対して、どんなことでも結構ですので、自由にお話ください。（普段感じていること、漠然とした不満、イイところなど、なんでもOK）

みんなでおしゃべりすれば、何か思いつくかも！

